

不育治療費用の一部助成について

健康推進部健康づくり課

伊勢崎市では、地域住民生活等支援のための交付金・地方創生先行型事業の一環として、平成27年度より不育治療費用の一部助成を開始いたします。

記

- 1 目 的** 妊娠はするものの、2回以上の流産や死産、生後1週間以内に新生児が死亡してしまうことなどを繰り返してしまう状態を「不育症」といい、早い段階で適切な診断や治療を受けることで高い治療効果が得られ、出産ができるといわれています。
不育治療に掛かる費用の一部を助成することにより子供を望む夫婦を支援します。
- 2 対象者（次の全てに該当する人）**
- ・医師による不育治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦である
 - ・夫婦双方またはいずれか一方が市内に居住し、本市に引き続き1年以上住所がある
 - ・いずれかの医療保険制度に加入している
 - ・本市の市税及び国民健康保険税の滞納がない
 - ・ほかの地方公共団体から同一の不育治療に対して、同種の補助を受けていない
- 3 対象治療等** 平成27年4月以降に行った不育治療のための検査と治療
- ・診察、検査、処置、薬物治療、その他医師が認めた不育治療
- ※申請に必要な書類の作成料、入院費、食事代は対象外
- 4 回数・金額** 1年度につき1回とし、不育治療に掛かった医療費の自己負担額の2分の1、上限20万円まで（千円単位切り捨て）
- 5 対象治療期間** 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- 6 申請期間** 平成27年6月1日～平成28年3月31日